

職業紹介所に関する運用細則

公益社団法人 京都市保育園連盟 保育人材職業紹介所

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人 京都市保育園連盟 職業紹介所・京都市保育人材サポートセンター（以下「本所」という。）の「職業相談紹介事業における業務の運営に関する規程」のもと、その運営について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本所は、京都市保育園連盟事務局内に設置する。

(許可)

第 3 条 本所の運営は厚生労働省の許可を得て行うものとする。

(担当者)

第 4 条 1 本所の担当者は事務局職員の中から充てる。
2 本所責任者は事務局長が務める。
3 担当者及び責任者は厚生労働省指定の職業紹介責任者講習を受講したものを充てる。

(運営)

第 5 条 この事業の運営は別に定める職業紹介事業マニュアルに則り行うものとする。

(個人情報保護)

第 6 条 この事業の運営にあたっては、公益社団法人京都市保育園連盟個人情報保護方針及び個人情報保護規程に従い、個人情報の取扱については適切に処理するものとする。

(附則)

この細則は、平成 26 年 3 月 1 日から実施する。